日本外交文書』 概要

「第二次欧州大戦と日本 第二冊

大戦の諸相と対南方施策」

二頁(本文一二六七頁、日付索引九五頁)である。本冊の刊行により ものである。本冊の採録文書数は九四○文書で、総ページ数は一三六 関係外務省記録を特集方式により編纂し、上下二冊に分けて刊行した 方施策を中心に、太平洋戦争開戦までの時期における第二次欧州大戦 『日本外交文書』の通算刊行冊数は、二一二冊となった。 本冊は、 第二次欧州大戦をめぐるわが国の方針・措置ならびに対南

のため、本冊の編纂にあたっては、防衛省防衛研究所戦史研究セン なお、当該期の外務省記録は戦災等により多くが消失しており、こ

判関係文書(米国議会図書館作成マイクロフィルム)」から文書を補填 大東文化大学東洋研究所、 陽明文庫、 および 「極東国際軍事裁

本冊の販売に関する問い合わせ先は以下のとおり。

採録した。ご協力をいただいた各機関には謝意を表したい。

株式会社六一書房 TEL〇三-五二一三-六一六

大戦にかかるわが方方針

大戦をめぐるわが方措置

大戦に伴う英国の通商制限措置への対応

2 日英通商調整交涉

1

対独通商報復令への対応

兀 大戦をめぐる諸情報

1 独波開戦に至る経緯

2 開戦後の諸情勢

Ħ. 蘭印問題

1 大戦勃発に伴う蘭印保全と対蘭経済要請

2 蘭印の現状維持に関する有田声明

3 小林特使による日蘭会商

以上、 上冊

4 芳沢特使の蘭印派遣と第一次提案をめぐる協議

5 第二次提案の提出と日蘭会商の打切り

本冊の掲載事項

(目次)

は次のとおり。

本冊の構成

6 会商打切り後の対蘭印交渉

六 タイ・仏印国境紛争への調停問題

七 仏印問題

ニ対シ有利ノ形勢ヲ醸成スル如ク施策ス」との対処方針が定められた。

昭和一五年春以降の欧州戦局の変動や仏印(フランス領インドシナ)

格別差当リハ不介入ノ方針ニ則リ」、「南方ヲ含ム東亜新秩序ノ建設

が外陸海三省で決定され、「参戦ヲ得策トスルノ時期到来スレ

- 1 日仏印経済協定の成立
- 2 南部仏印進駐
- 南進問題をめぐる英米との関係
- 1 極東危機説

2 資産凍結措置への対応

日付索引

下冊

以上、

第二次近衛文麿内閣が発足すると、松岡洋右外相は八月一日、

これに対し内閣では、外相ラジオ演説の形式で公表を進め、

六月二九

「国際情勢ト帝国ノ立場」という演説が放送された。

ため、有田八郎外相は南方施策の指針を示す声明発出を閣議に諮った。

における援蔣ルート禁絶の実現は、

日本国内に南進論の台頭を来した

東亜共栄圏の確立」を外交方針に掲げた談話を発表した。また、 日独 大

伊三国同盟締結直後の九月二八日、 策定した。同要綱では、独伊枢軸との提携強化と日ソ国交の飛躍的改 外務省は「帝国外交方針要綱」を

これによって大東亜共栄圏確立を促進することをめざし、このような 日本の対外体制強化に伴い、 善調整により、独ソの圧力を利用しつつ日中全面和平の実現を期 英米に圧力を加え、 機を見て独英講和を

との方針が示された。

斡旋し、さらに日米国交の一大調整を断行し、世界平和の再建を期す

[使用記録

A.1.0.0.6「帝国ノ対外政策関係 件 (対支、 対満政策ヲ除ク)」第

(採録文書数25文書

められた。この調整は難航し、ようやく一二月二八日に「対外施策方

欧州大戦をめぐる対外政策の方針策定が外務省を中心に進

専ラ支那事変ノ解決ニ邁進セントス」との声明を発出した。

その後、

月四日の閣議で、公式の中立宣言は行わないが事実上の中立を維持す ることを決定し、「今次欧洲戦争勃発ニ際シテハ帝国ハ之ニ介入セス

昭和一四(一九三九)年九月に欧州大戦が始まると、日本政府は九

本項目では、

日本政府の大戦への対応方針に関する文書を採録して

大戦にかかるわが方方針

本冊の概要および使用記

A.1.0.0.7「帝国南方政策関係一件 (第一次有田声明ヲ含ム)」

A.10.0.8「国際情勢ト帝国ノ立場ニ関スル有田外相放送関係一件

A.1.1.0.30「支那事変関係一件」第二、七、十五章

A.7.0.0.8-14「第二次欧州大戦関係一件 交戦国及中立国国情」

B.2.0.0.J/N2-2 「日、蘭通商条約関係一件 昭和十年以降十五年マデ日

蘭間交渉関係」第三巻

N.1.7.1.3「外務省公表集」第二、三巻

調査部作成調書「外交関係公表集(昭和十六・十七年度)」(調四4)

防衛省防衛研究所戦史研究センター所蔵史料

一 大戦をめぐるわが方措置

本項目では、

ている。

日本政府の大戦をめぐる諸措置に関する文書を採録し

を有する諸国が平和を乱す行動や政策を実行しようとする際に、日本米側は八月八日、ハル国務長官が「欧州諸国、殊に日本が特別な関係世界平和に向けて提携・協力すべき」との提議を伝えた。これに対してセージを一時帰国するグルー駐日米国大使に託し、米国政府に対して昭和一四年五月一八日、平沼騏一郎首相は米国政府に宛てたメッ

日本の提議を婉曲に拒絶した。地紛争の平和解決が世界平和の重要な第一歩である」との書簡を返し、

日。 論から、 れ 認めて日本大使館を廃止したのは、 で樹立された仮政府を継承政府と認定した(日本がポーランド消滅を 動が継続中の現状では、国際法上の征服とは認められない」との法理 は独ソ両軍によって占領されたが、 四日には欧州向け旅行者への外国旅券発給が制限された。ポーランド 九月に欧州大戦が始まると、外務省は在留邦人の引揚げ措置に追 ワルシャワでは九月五日に引揚げ命令が発出された。 「ポーランドは未だ消滅していない」との見解をとり、 独ソ開戦後の昭和一六年一〇月三 外務省は 「英仏両国の対独軍事行 また九月一 パ IJ

留保しつつも一応の解決を見た。
昭和一五年一月二一日、房総半島沖で英国軍艦が日本郵船の浅間丸昭和一五年一月二一日、房総半島沖で英国軍艦が日本郵船の浅間丸昭和一五年一月二一日、房総半島沖で英国軍艦が日本郵船の浅間丸

現に占領している地域における問題については独国と交渉する用意がの独側見解には不同意であったが、強く反駁することを控え、独軍がは独国政府へ交渉するほかない」と主張した(六月六日)。日本はこダ政府はもはや存在せず、理論的には蘭本国でも植民地でも重要問題昭和一五年春以降、独軍の占領地域が拡大すると、独国は「オラン

従って極東における武力抗争の解決に尽力することが緊要であり、各なっており、極東の異常状態が欧州不安を醸成していると感じている。

の力でこれを阻止すれば米国政府は欣快であるが、

世界平

·和の樹立

今日極東に存在する継続的武力抗争によって一層実現困難と

なった。 側公館の引揚げを要求した(八月一一日)。 件に独側要求を応諾した。一方、ソ連もバルト三国併合に伴い、 係国へ通報した(七月一日)。 オランダ、ベルギー、ルクセンブルクから外交代表を引揚げるよう関 あると回答した(六月二一日)。また独国は、 スクワや東京での日本の要請に応じず、 日本は領事事務担当官の残留容認を条 日本側公館はすべて閉館と ソ連の態度は強硬で、 占領したノルウェ 日本 モ ĺ

化等に鑑み、欧州方面へ引揚げ船を回航して、 航に反対したため、 画を立てた サイドなどの領事館が閉鎖に追い込まれた。北ボルネオの諸港は閉鎖 外交伝書使が外交行嚢を開封される事件が起き、エジプトではポート 領では、 務省は英国に対してこれらの改善を要求するとともに、 され、インドでは日本の公館に対してのみ暗号電報が禁止された。 日独伊三国同盟締結後、特に昭和一六年に入ると、世界各地の英国 日本に対する厳しい対応が続出した。パレスチナでは日本の (昭和一六年九月上旬)。 取り止めとなった。 しかし、 軍部が欧州方面への回 在留邦人を引揚げる計 日英関係の悪 外

(採録文書数99文書

使用記録

A.1.1.0.30-3-2 「支那事変関係 件 各国 「ノ態度 日米関係打開工作関

A.1.3.4.1 | 日、 A.1.1.0.30-3-3 「支那事変関係 英外交関係雑纂 一件 各国ノ態度 日仏国交調整関係

A.2.0.0.X10「欧米政情一般報告関係雑纂」第四~六巻

A.7.0.0.8-6 「第二次欧州大戦関係 件 在留邦人保護、避難及引揚関係

第一巻

A.7.0.0.8-6-1「第二次欧州大戦関係 関係 交戦国各地ニ於ケル邦人取締並処遇振関係 一件 在留邦人保護、 避難及引揚

A.7.0.0.8-9「第二次欧州大戦関係一件 雑誌取締関係」 第一巻 各国ニ於ケル交通通信及新聞

A.7.0.0.8-9-1 「第二次欧州大戦関係一件 聞雑誌取締関係 英国及属領ノ部 第二巻 各国ニ於ケル交通通信及新

A.7.0.0.8-10-1「第二次欧州大戦関係一件 (外交官、 領事官ヲ含ム) 帝国ノ交戦国国民取締並処遇振関係」 交戦国国民ノ避難引揚関係

A.7.0.0.8-20-9 「第二次欧州大戦関係一件 ラン」問題 「バルカン」及近東問題

A.7.0.0.8-23「第二次欧州大戦関係一

件

船舶被害関係

A.7.0.0.8-32「第二次欧州大戦関係 件 国際法律問題関係資料

A.7.0.0.8-47-2「第二次欧州大戦関係 件 本邦ノ交戦国利益保護引受

関係 独乙ノ利益保護関係

B.2.0.0.J/N2-2 「田' A.7.0.0.9-63「大東亜戦争関係一件 、蘭通商条約関係 館長符号扱来電綴」 件 昭和十年以降十五年マデ日

蘭間交渉関係」 第

B.2.0.0.J/N2-3 「日 商関係」第二巻 蘭通商条約関係 件 昭和十五年、 六年日、

蘭会

F.1.5.0.18-6「第二次欧州戦争並大東亜戦争ノ海運ニ及ボセル影響雑件 抑留船舶没収並避難船舶徵用関係

M.1.3.0.1「在外帝国公館関係雑件(在満、 支公館ヲ除ク)」 第三巻

M.1.3.0.1-1-23「在外帝国公館関係雑件 (在満、支公館ヲ除ク) 設置

関係 独国ノ部

M.1.3.0.1-4「在外帝国公館関係雑件 (在満、支公館ヲ除ク) 閉鎖関係

M.1.3.0.1-7「在外帝国公館関係雑件 (在満、支公館ヲ除ク) 再開関係

M.2.10.60「蘇連邦ノ「バルト」三国併合ニ伴フ帝国代表引揚問題 (在「バルト」三国代表引揚関係、 在満支「バルト」三国公館関

M.2.5.0.4-11「在本邦各国外交官、領事官及館員異動関係雑件 係ヲ含ム)_ (名誉領

事ヲ含ム) 諾威国ノ部」第二巻 第四巻

N.1.4.0.18「戦時外交資料編纂関係 件

「外務省公表集」

来 往 電 483 「往電写 (欧州) 昭和十六年_

外務省茗荷谷研修所旧蔵記録 A41「第二次欧州大戦関係 交戦国国

ノ避難引揚関係

極東国際軍事裁判関係文書 Ι M T 324 417

大東文化大学東洋研究所所蔵 一海軍省資料

大戦に伴う英国の通商制限措置への対応

関する文書を、二つの小項目を設定して採録している。 本項目では、 大戦中に英国が行った通商制限措置への日本側対応に

対独通商報復令への対応

1

二月一一日以前に中立港を出帆し、その載貨が完全に中立貨となって 国は二八日に対独通商報復令を公布し、 置を講じる旨を声明した。日本政府は二四日、 いる場合ないしは、一一月二七日以前の契約品でありその船舶が翌年 な通商を妨害するものとして英国政府へ厳重抗議を行った。 年一一月二一日には、中立国船舶による独国産品に対し輸出阻止 さえると定めた。 月一日以前に中立港を出帆した場合を除き、すべてを英国が差し押 英国は欧州大戦勃発以来、 戦時禁制品の取締措置を進め、 敵国原産の貨物は、 同措置が中立国の正当 船舶が しかし英 昭 和 の措 兀

り輸入不可能な貨物は新規契約も輸送自由とし、 望することとした。 八日現在で既契約ならば積み出しを承認するよう英国政府へ善処を要 官用貨物 外務省は関係省と協議の結果、英国措置不承認の立場を堅持しつつ、 対独通商報復令の適用に当たっては現実的な対応を望む旨の覚 (陸海軍の管理する工場用資材を含む) 重光葵在英国大使は一二月四日に英国外相と会談 民需貨物も一一月二 ならびに独国以外よ

昭和一五年春以降、 戦局が厳しくなるにつれ、 英国の対独経済封鎖

許可を得たが、 は積み出しを絶対必要とする貨物に止め、 に不利不便を与えてもやむなしとの姿勢を示すに至った。そこで日本 は強まり、 ボにおいて積荷の水銀を押収されるに至った。 ないまま、多量の水銀を積載して出帆したところ、 て交渉した これが戦争に勝つ唯一の方法であり、そのためには中立国 (四月三日)。 最終船として交渉中の長良丸が英国の完全な同意を得 英国の現実的対応により日本船は逐次出帆 積載船舶数を八隻に限定し 九月下旬、 コロン

採録文書数46文書

A.2.0.0.X10「欧米政情一般報告関係雑纂」第五巻

F.1.5.0.18-1-2「第二次欧州戦争並大東亜戦争ノ海運ニ及ボセル影響雑 A.7.0.0.6-1「各国中立法規関係雑件 丸事件関係 本邦船舶ノ動静 (英領香港ニ於ケル邦船処遇振ヲ含ム) (帝国ヲ含ム) 米国 ラ 部 第 五巻 長良

「外務省公表集」 第二巻

外務省茗荷谷研修所旧蔵記録 E5「大東亜戦争ノ経済、 外務省茗荷谷研修所旧蔵記録 E4「大東亜戦争ノ経済、 及ボセル影響関係雑件 及ボセル影響関係雑件 貿易関係 貿易関係 対敵取引禁止関係」第二巻 対敵取引禁止関係」第三巻 貿易、 貿易、 産業ニ 産業ニ

外資5「外交資料

戦争直前ニ於ケル対英米通商交渉経緯ノ部

及ボセル影響関係雑件

貿易関係

対敵取引禁止関係」

第四巻

外務省茗荷谷研修所旧蔵記録 E6「大東亜戦争ノ経済、

貿易、

産業ニ

大東文化大学東洋研究所所蔵 「海軍省資料 M T 324

極東国際軍事裁判関係文書」

Ι

2 日英通商調整交渉

遂行上必要とする物資の対独供給阻止を希望し、 日英通商調整の交渉開始を提議した。これに対し英国は、 原料資材の輸入も甚大な支障を受けた。そこで日本は昭和 管理を実施したため、これら英領地域への日本の輸出は困難となり 締結交渉を提議した。 英国は対独開戦とともに、 自治領や植民地政府を含め、 他方で日英支払協定 独国が戦争 厳重な貿易 月

いても対独再輸出阻止を要求したため、 念したが、英国は英領からの輸入のみならず、第三国からの輸入につ 規制に応じない場合には英領からの原料品輸入に影響が及ぶことを懸 和には応じられないと回答した。重光大使は英国の要望する対独輸 用意はあるが、 日本が通商制限措置の緩和を要求すると、 これら諸案件に関する包括的な日英協議は五月以降に本格化した。 協議は平行線を辿った。 対独輸出規制に関する日本側の保障がなければ制 日本側は英国の希望には応じ 英国は日本の希望に応じる

国が通商調整交渉よりも支払協定の解決を先決問題とするよう求 活発化し貿易量を増やしたいとの意向から、 通商交渉を中断して協定締結交渉が進められた。 方、 日英間の為替関係を調整するための支払協定につい 英国案を基礎とすること 日本側は日英貿易を ては、

みの締結に固執したため、 を容認するなど、譲歩を重ねて支払協定の交渉を継続した。 六年五月、 英国が貿易に関する一 協定交渉は物別れに終った。 般討議と切り離して支払協定の しかし昭

採録文書数41文書

使用記録

A.1.3.4.1 「□、 英外交関係雑纂_

A.7.0.0.9-63「大東亜戦争関係一件 館長符号扱来電綴」 第二巻

B.2.0.0.J/N2-2 「田′ 蘭通商条約関係 件 昭和十年以降十五年マデ日、

蘭間交渉関係」第三巻

E.2.3.1.10「各国ニ於ケル資産凍結及影響関係雑件」 第四

来往電 483 N.1.4.0.18「戦時外交資料編纂関係 「往電写 (欧州) 昭和十六年 件 第四巻

た。

外務省茗荷谷研修所旧蔵記録 E2「大東亜戦争ノ経済、 貿易、 産業ニ

及ボセル影響関係雑件 貿易関係 輸出入禁止並制限関係 英国

外務省茗荷谷研修所旧蔵記録 E6「大東亜戦争ノ経済、 及ボセル影響関係雑件 貿易関係 対敵取引禁止関係」 貿易、 第四巻 産業ニ

外資5「外交資料 戦争直前ニ於ケル対英米通商交渉経緯ノ部

極東国際軍事裁判関係文書」 IMT224

兀 大戦をめぐる諸情報

本項目では、 各地在外公館から寄せられた諸情報を、 大戦勃発以前

> と勃発以後の二つの時期区分を設けて、 関係文書を採録している。

独波開戦に至る経緯

1

ドが抗争する場合、 相は三月三一日、ポーランドの独立を脅かす事態が発生し、ポーラン ポーランド侵攻計画の風説が広まった。これに対しチェンバレン英首 独本土を結ぶ治外法権道路をポーランド領内に建設することを要求し グダニスク)の独国への編入と、 昭 この要求にポーランドは応じなかったが、その頃から独国による 和一四年春、 独国はポーランドに対し自由都市ダンチヒ 英国は即時全力でポーランドを支援すると声明し 飛び地となっていた東プロイセンと

述べた。 携はやむを得ざる選択であると説明し、 と注意喚起した。クレーギー大使は欧州の平和維持のためソ連との提 二二日、クレーギー駐日英国大使と会見した有田外相は、 題に局限されることを告げ、 すれば日英国交調整の余地がなくなる旨を強調した。 東洋に及ぼす影響は甚大であり、 日に重光大使と会見したハリファックス英外相は、 にソ連を加えて独伊両国に対抗すべく対ソ交渉を活発化させた。 方、 英国は東欧における独国の攻勢を懸念し、 日英関係改善を常に念頭に置いていると 日本は英ソ提携に強い関心を有する 日独伊三国関係の強化が実現 仏国との同盟関係 英ソ提携は欧 英ソ提携が

方 独国はこのような対独包囲政策に反発し、 四月二八日、

の態度に鑑みれば斡旋は時宜に適せず」と回答した。 の改善を希望するが、効果が期待できない斡旋には意味がなく、 から照会を受けた酒勾秀一在ポーランド大使は「日本は独波両国関係 調停を期待していたが、五月一三日、調停に関してポーランド外務省 求には屈しない姿勢を堅持した。 不可侵条約と英独海軍協定を破棄する旨をヒトラーが演説で明らかに ポーランドのベック外相は、 ポーランドは対独関係改善に日本の 独波条約を廃棄されても独国の要 独国

いては暗黙の了解があると説明し、その範囲は独国がバルチック諸国 に関する秘密協定があるわけではないが、最も関心を有する地方につ マニアやハンガリーは共同地帯と定めたと内話した。 ポーランド、ウクライナ、伊国が地中海のすべての地域であり、 在伊国大使と会談したチアノ伊外相は、 五月二二日には独伊間に同盟条約が成立した。六月中旬、 同盟条約には相互の勢力範囲 白鳥敏夫 ルー

ウィーン総領事は欧州大戦の勃発は避けがたいとの観測を東京へ打電 不可侵条約は八月二三日成立)。この緊迫する情勢下で、山路章在 されると、 も何らの成果を生まなかった。その中で八月二二日にリッベントロッ した(八月二三日)。 プ独外相が独ソ不可侵条約署名のためモスクワを訪問することが報道 英国とソ連の提携交渉は四月以降続けられてきたが、八月に入って 英国世論は唖然となり、 失望と対ソ不信に包まれた (独

ドはもしダンチヒが一方的に独国に編入されれば対独戦争となるとの 八月二四日、 ダンチヒ市長にフォルスターが就任すると、 ポ ーラン

> した。 外務次官は大島浩在独国大使の質問に対し、 すれば英国が参戦することが確認された。 見解を示した。翌二五日には英波相互援助条約が成立し、 勢がないことを非難し、 て動員を急ぎ、時局収拾に向けた英独間の外交交渉は完全に行き詰 八月三一日、 独政府はポーランド政府が対独直接交渉に応じる姿 対波交渉を打ち切ると発表した。 ポーランドは戦争を覚悟 戦争は避けがたいと回答 独波が開 同日夜、

. 使用記録

A.2.2.0.G/PO1「独乙、波蘭間外交関係雑纂(「コリドー 問題ヲ含ム)」

A.2.1.0.B1「英国ノ対外政策関係雑纂₋

A.2.0.0.X10「欧米政情

一般報告関係雑纂」

第一~四

A.4.1.0.5-2「「チェッコ」 問題一 件 第二次 「チェッコ」

A.4.1.0.7「米大統領ノ欧州平和保障ニ関スル対独伊通諜関係 件 欧

問

題

州諸国対独回答ヲ含ム)」

B.1.0.0.PO/R1「蘇連邦、 A.7.0.0.6-1「各国中立法規関係雑件 波蘭間不侵略条約関係一件 (帝国ヲ含ム) 米国 部 第四巻

B.2.0.0.G/R1 「露、 独協商関係一件

B.7.6.0.3「「メーメル」帰属問題関係 件 第四

B.9.5.0.3「「ダンチッヒ」自由市問題関係 | 件

B.10.4.0.2-9「一九三五年開催 定 (英**、** 波蘭、 瑞典、 諾威、 ノ海軍軍縮会議 丁抹及芬蘭間海軍交渉ヲ含ム)_ 件

2 開 戦後の諸情勢

求に応じる意思はなく英仏の参戦を予期すると語っ 語 国は独側から満足な回答がないとして独国と交戦状態に入った旨を宣 大島大使と会見したスターマー 『正午にベック外相は酒勾大使と会見し、 仏国も同様に三日午後五時に参戦した。 英仏両国は一 四年九月一日早暁に独軍のポーランド侵攻が開始されると、 日夜、 独国政府へ即時撤退を要求したが、 (独外相の側近)は、 あくまで抗戦する覚悟を た。 三日正午、 独国が右要 <u>翌</u> 英

可能性は乏しく、 白鳥大使と会見したチアノ伊外相は、 争が長期戦になっても十分の準備があると自信を示した。 ベントロップ独外相は、 立厳守に傾くとの見通しを聴取した。 中立を保持する方針である旨を確認した (九月一日)。 五日に中立を宣言した。内山岩太郎在アルゼンチン公使は同国 の 間、 (五日) で、もし米国が参戦したとしても南米諸国は大半が中 白鳥大使は伊外務次官と会談し、 戦争は長期化するとの見通しを語った。 独軍は戦闘を優勢に進めており、 五日に大島大使と会見したリッ 英国の態度は強硬で和平 英仏が参戦しても伊国は 一方、 また九日に 英仏との戦 米国は -実現の |外相と

るとの情報が報告され [境を設定した旨の説明を受けた 月下旬にフィンランドへ侵攻した。 2月一一日には東郷茂徳在ソ連大使から、 東郷大使は独国大使から、 ソ連軍は一七日にポ (九月) 独ソ両国がポーランド占領地域に 米国はソ連の軍事行動を非難 一九日)。 ーランド東部へ侵攻した。 ソ連軍が西方へ進んでい さらにソ連軍は

> いる。 二月二日)。その後も堀内大使は「米国はソ連との関係悪化を恐れて しないだろう」と報告した 国交断絶や大使召還を敢行する決意はない」との見通しを報告した(一 堀内謙介在米国大使は しかし積極的な対ソ接近を図って日本を牽制するようなことは (昭和一五年三月一九日 「米国は参戦を望んでおらず、 ソ連との

民地を通じて徹底抗戦の構えである。 中途半端な講和をなすことは絶対になく、 見るべきであり、ソ連の動向に注意すべし」との意見具申を行った(五 が陸上において優勢となっても、 昭和一五年春になると独軍は攻勢に転じ、 ある」との意見具申を行った 戦争の取引の目的とするような情勢は確固たる態度で否認する必要が 亜の安定に関係する重大問題となるので、 蘭国の政府が本国から東亜の海外領土に移るようなことになれば、 月一三日)。その後も重光大使は「戦局は独軍優勢であるが、 は相当の決意をもって進撃した」との観察を示した上で、「もし独軍 は「独軍の蘭白侵入は英仏との直接武力衝突を招くであろうが、 ルウェーへ、 欧州戦局はポーランド降服後、 五月一〇日にはベネルクス三国 (六月 海上では英仏の優勢は動かぬものと 独と英仏のにらみ合い (五月)。 もし戦局の進展により、 四月九日にデンマーク、ノ 東亜における植民地を欧 たとえ欧州を引揚げても植 へと侵攻した。 が 重光大使 英国は たが、

○日に仏国政府のパ も翌 オランダ、ベルギーを席捲した独軍はフランスへと侵攻し、 \exists ル リ退去・ツール移転が決定すると、 に近いヴ エ ル ヌーへと移転した。 さらに日本大伸 駐仏日本大使 六月

館

すると、日本大使館もラ・ブールブールへ、さらに七月六日にはヴィ シーへと移転した 館は退避する仏国政府を追ってボルドーへ移り、二二日に独仏停戦協 定が結ばれて仏国政府がクレルモン・フエランとヴィシーへ分在移転

(採録文書数82文書)

使用記録

A.1.0.0.6「帝国ノ対外政策関係 件 (対支、 対満政策ヲ除ク)」 第

A.2.2.0.B/R1 「英国、 A.2.0.0.X10「欧米政情一般報告関係雑纂」第四~六巻 蘇連邦外交関係雑纂

A.1.0.0.7 「帝国南方政策関係一件

(第一次有田声明ヲ含ム)」

A.2.2.0.G/R1「独乙、蘇連邦外交関係雑纂」

A.6.8.0.1-5「独国内政関係雑纂 首相、外相演説関係(総統演説ヲ含ム)」

A.7.0.0.6-1「各国中立法規関係雑件 (帝国ヲ含ム) 米国 部 第五

第一巻

A.7.0.0.8-6「第二次欧州大戦関係一件

在留邦人保護、避難及引揚関係

A.7.0.0.8-32 「第二次欧州大戦関係 件 国際法律問題関係資料

A.7.0.0.9-63「大東亜戦争関係 件 館長符号扱来電綴」 第

B.10.0.0.1-1 「汎米会議関係一件 米州外相会議

B.2.0.0.G/R1 「露、 独協商関係一 件

> B.2.0.0.J/N2-2 「日、 蘭通商条約関係 一件 昭和十年以降十五年マデ日

蘭間交渉関係」第二、三巻

B.9.5.0.3「「ダンチッヒ」自由市問題関係 | 件

B.10.0.0.1-1「汎米会議関係一件 米州外相会議 第一巻

M.2.1.0.60「蘇連邦ノ「バルト」三国併合ニ伴フ帝国代表引揚問題 件(在「バルト」三国代表引揚関係、 在満支「バルト」三国公館関

係ヲ含ム)」

極東国際軍事裁判関係文書」 I M T 224 324

大東文化大学東洋研究所所蔵 「海軍省資料」

五 蘭印問題

シナ)をめぐる日蘭間の交渉を六つの時期区分を設けて関係文書を採 録している。 大戦勃発から太平洋戦争開戦に至るまでの蘭印 (オランダ領インド

大戦勃発に伴う蘭印保全と対蘭経済要請

1

はないとの観測を報告したが、 係調整交渉に好影響が期待できると考え、 を条約の形式で再確認すれば、 障を希望しないと表明していた。これに対し日本は、 石射猪太郎在蘭国公使は当初、 オランダは大戦勃発後も、その中立に関しては他国よりの条約的保 蘭側はこれを多とし、 独軍の蘭領侵攻の可能性が喧伝される 現状で蘭側が条約締結に応じる見込み 蘭側の意向探査に努めた。 蘭印の領土保全 日蘭間の経済関

年一一月一一日)。 蘭印保全の条約締結交渉を開始すべきと意見具申した 昭 和 四

意があると蘭外相へ示唆したが、 射公使は日本側には蘭印領土保全に関して何らかの国際約束をなす用 広範であることを理由に容易に回答を示さなかった。またこの間、 関する取極要綱を蘭側に示して回答を求めたが、 い」と回答した。 太平洋に関する四国条約で保障されているので日本の保障を希望しな 及防止に関する日本側意向を蘭側へ申し入れるよう訓令し、一一月二 かし外務本省は、まず蘭印との経済関係調整と欧州戦禍の蘭印波 石射公使は訓令を実行した。その後、 蘭外相は「蘭印保全は一九二二年の 日本側は経済関係調整に 蘭側は日本側提議が 石

採録文書数27文書)

_使用記録

A.1.0.0.7 「帝国南方政策関係 件 (第一次有田声明ヲ含ム)」

A.2.0.0.X10「欧米政情 一般報告関係雑纂」 第四巻

B.2.0.0.J/N2-2 「田′ 蘭通商条約関係 件 昭和十年以降十五年マデ日、

蘭間交渉関係」第二巻

蘭印 の現状維持に関する有 畄

2

戦禍が蘭印に及ぶことを危惧し、 ランダもいつ戦争に巻き込まれるか分からない情勢となると、 昭 和一五年四月九日、 独軍がノルウェーとデンマークに侵攻し、 四月一五日、 有田外相は 「欧洲戦争 日本は オ

> と反論した。 と報じたため、堀内大使はハル国務長官と会見して注意喚起を行った。 益を主張しているとの印象を持つが、そのような主張は黙認できない これに対し米国各紙は日本が蘭印を支配する意図を婉曲に述べたもの テハ深甚ナル関心ヲ有スル」との談話を発表した(いわゆる有田声明)。 ル国務長官は日本の新聞の一部には蘭印に対する経済上の独占的利 、激化二伴ヒ蘭印ノ現状ニ何等カノ変更ヲ来スカ如キ事態ノ発生ニ就

日付)。 外相は翌一一日、蘭独英仏の各国政府に対し蘭印の現状維持に関する 供給を確約する書面をパブスト駐日蘭国公使から取り付けた(六月六 東京とバタビア(現在のジャカルタ)において折衝が行われ、その結 ら蘭印産品の対日供給につき確約を取り付けるよう石射公使へ訓令し 日本の意向を通報した。またその一方で有田外相は、 さらに五月一〇日に独軍がオランダ・ベルギーに侵攻すると、 しかし戦乱により石射公使の訓令執行が確認できなかったため、 石油・ゴム・錫等一三品目の蘭印産重要物資につき一定量の対日 オランダ政

(採録文書数50文書)

使用記録

A.1.1.0.30「支那事変関係一件」 第七巻

A.1.0.0.7「帝国南方政策関係

件

第一

次有田声明ヲ含ム)」

「支那事変関係一件 日米関係打開工作関係

B.2.0.0.J/N2-2 「田' 蘭通商条約関係 一件 昭和十年以降十五年マデ日

蘭間交渉関係」第二、三巻

N.1.4.0.18「戦時外交資料編纂関係 件 第一

貝

外資8「外交史料 ·極東国際軍事裁判関係文書」IMT324 蘭印経済交渉ノ部

3 小林特使による日蘭会商

との意見が高まった。昭和一五年七月中旬には酒勾大使の派遣が閣議 府は石油資源獲得を特に重視し、 小林一三商工大臣を代表とする使節団の派遣を決定した。また日本政 なって小磯国昭前拓務大臣の名前が挙がった。 決定されたが、米内光政内閣の退陣で白紙に還り、第二次近衛内閣に 政治的な優越地位を確立するため、 した強硬な交渉姿勢が喧伝されたため蘭側が反発し、結局八月下旬に 玉 「際情勢の推移に伴い、日本国内では、 三井物産の向井忠晴を石油業者代表 蘭印に特使を派遣して交渉すべし 蘭印における日本の経済的 しかし軍事力を背景と

と蘭印の友好関係を阻害するものではないとの共同コミュニケを発出 できるものではなかった。 渉は一一月に一応の妥結を見たが、 は具体的な交渉に入ることができず、一○月一六日に三国同盟は日本 国同盟の締結 タビアでの日蘭会商は、 同二一日には帰国の途に就いた。 (九月二七日)によって蘭側が硬化したため、 なお、 九月一二日から開始されたが、 会商は代表不在中も斎藤音次在バタ 石油の対日供給量は日本側の満足 他方で向井石油業者代表の交 小林代表 日独伊三

として蘭印へ派遣した。

ビア総領事を中心に引き続き進められることとなったが、 再訪まで会商を一時中止するよう日本側に求めた。 蘭側は代表

(採録文書数56文書)

_使用記録

A.7.0.0.9-49「大東亜戦争関係一件 (第二次近衛内閣ヨリ開戦マデ)」第一巻 開戦ニ 直接関係アル重要国策決定

B.2.0.0.J/N2-3 「皿、 関係」第一巻 蘭通商条約関係一件 昭和十五、六年日、 蘭 会商

B.2.0.0.J/N2-3-1 「田、 蘭通商条約関係 件 昭 和十五、六年 Ħ 蘭会

商関係 特派使節派遣関係

B.2.0.0.J/N2-3-4 「田、 B.2.0.0.J/N2-3-2 「田 商関係 石油関係 蘭通商条約関係 蘭通商条約関係 件 件 昭 昭 和十五、 和十五、六年日 、六年 Ħ 蘭会 蘭 会

B.2.0.0.J/N2-3-5 「皿、 商関係 交渉経緯 蘭通商条約関係 (概要及詳細)」 件 昭 和十五、六年 Ė 蘭会

芳沢特使の蘭印派遣と第一次提案をめぐる協議

4

商関係

輿論並新聞論調

相の派遣を決定し、 に具体的要求事項 日本は昭和一五年一一月下旬、 芳沢代表は一二月二八日にバタビア到着、 (第一次提案)を提示した。 会商の中止を一方的に声明しないよう蘭側に求め 小林代表の後任として芳沢謙吉元外 蘭側は日本側提案を検 昭和一六年一月一六日

が、蘭側は石油の購買問題は既に解決済みであると答えて、これに難題に関する交渉を石油業者代表によって別途に行いたいと提議した会商は停滞に陥った。また日本側は、石油問題を特に重視し、石油問説に強く反発し、日本が蘭印を仏印やタイと同列において総括的な指討した上で対案を提出すると約したが、一月二一日の松岡外相議会演

二次提案を提出すべきとの意見具申を行った(三月一七日)。 代表は日本側提案の全面承諾は実現不可能であり、要求を緩和した第 米が対日物資供給を断絶すれば蘭印も追随するだろう」との感触を得 ており、 蘭印を日本の管理下に置かんとする底意があるとの疑惑や不快を有し づいた細目協議が一七日から始まった。 ア総領事は、 など問題ごとに逐条的に進められた。 これを東京に報告した。このような蘭側の対日態度に鑑み、 月三日に至り蘭側が対案を提示し、 蘭印の対日態度は英米とは無関係であると述べているが、英 折衝を通じて「蘭側は日本側提案があまりに大規模で、 協議に当たった石沢豊在バタビ 細目協議は入国、企業、 ようやく双方の提案事項 芳沢 通商 気に基

(採録文書数56文書)

[使用記録]

A.5.2.0.1-2「帝国議会関係雑件 議会ニ於ケル総理、外務大臣ノ演説

B.2.0.0.J/N2-3 「日

蘭通商条約関係

件

昭和十五、六年日、

蘭会商

関係」第一~三巻

商関係 特派使節派遣関係」 B.2.0.0.J/N2-3-1「日、蘭通商条約関係一件 昭和十五、六年日、蘭会

B.2.0.0.J/N2-3.5「日、蘭通商条約関係一件 昭和十五、六年日、蘭

外資8「外交史料 日、蘭印経済交渉ノ部商関係 輿論並新聞論調」

5 第二次提案の提出と日蘭会商の打切

出を許可する方針であり、 好転を楽観視すべきではなく、着実に獲得できるだけのものを確保 修正案を提出すべき」と主張したのに対し、芳沢代表は「国際情勢の 推移 欧中の事情もあって簡単には定まらず、 情に配慮し、 意見であった。これに対し外務本省は、 てもこの方針を辞さない態度であった。 うやく決定した。方針決定に至る過程では、 る意向でなければ多少の不満があっても蘭側との妥協を計るべきとの き」と主張した。現地からの報告では、 再輸出されることを懸念し、日本内地における実需の限度までの輸 第二次提案の作成を含む日本側の全般的交渉方針は、 入国・企業等については芳沢代表の意見を容れて要求の緩和を認 (日米交渉の先行き)を勘案しつつ、時機を見て第一次案に近 対日輸出量についてはできる限り増大をめざすよう訓令 特にゴムと錫に関しては会商を打切りにし 芳沢代表は近く武力解決を図 資源確保を急務とする国内事 昭和一六年五月上旬に至りよ 蘭側は対日供給物資が独国 外務本省が 松岡外相が 「国際情勢の

いた。このような経緯を経て、第二次提案は五月一四日に蘭側へ提出めた。このような経緯を経て、第二次提案は五月一四日に蘭側へ提出

る用意がある旨を述べると、 た。また芳沢代表が、日蘭印間の通常の経済関係は維持することが望 は会商を打切るよう芳沢代表へ回訓した。六月一七日、芳沢代表は訓 意味であると認め、 蘭側回答への応諾は不可能であり、 て満足できるものではなかった。外務本省は芳沢代表の請訓に対し、 たが、日本側提案にほとんど歩み寄りを示さない内容で、日本側にとっ するプレスキャンペーンを展開した。 日本を満足させるような回答を示さないと予想し、蘭側の不信を論難 第二次提案に対する蘭側回答が遅延する中、 経済問題の各事項については今後も石沢総領事が折衝に当た 総督が再考不可能と回答すると、 蘭印総督に再考を求め、 総督はこれに同意した。芳沢代表らは六 これを基礎に交渉を継続しても無 蘭側回答は六月六日に手交され 再考の余地がない場合に 会商の打切りを通告し 日本の各新聞は 蘭側が

(採録文書数54文書)

[使用記録]

月二七日にバタビアを発ち帰国した。

関係」第二、三巻 B2.0.0.J/N2-3「日、蘭通商条約関係一件 昭和十五、六年日、蘭会商

商関係 石油関係」 B2.0.0.J/N2-3-2「日、蘭通商条約関係一件 昭和十五、六年日、蘭会

B.2.0.0.J/N2-3-4 「田'

蘭通商条約関係

件

昭

和十五、

六年日

蘭会

商関係 交渉経緯 (概要及詳細)_

外資8「外交史料 日、蘭印経済交渉ノ部

会商打切り後の対蘭印交渉

6

もいた。 ない限り、 中には「日本が三国同盟を脱退して中立を守り、 と報告した。特に蘭印政府は石油試掘契約の調印拒否や日本船舶によ 通報した。 が対日資産凍結を実施すると、 る石油搬出の拒否など、 仏印進駐を受けて蘭印側が対日政策を根本的に再検討する意向である 全面的に許可制とし、 日為替取引を停止し、 めているとの報道に関心が高まった。 蘭印では昭和一六年七月中旬になると、 石沢総領事は蘭印政府の要路と接触した感触として、 日蘭印関係の改善は不可能」との見解を私的に内話する者 日本 蘭印にある日本人の資金を凍結すると日本側 対日石油政策での硬化が顕著で、 (満州国・中国・仏印を含む)への輸 蘭印政府もその直後の七月二八日、 南部仏印進駐に対して英米両国 日本が南部仏印に基地 南部仏印から撤兵し 蘭印要路 南 を求 出 対

それと併行して資金凍結によって打撃を受けた在留邦人の大規模な引至って、定期的配船によるバーター貿易の実施を蘭側へ提議したが、なす用意があると回答した(一〇月八日)。日本側では一一月中旬になず用意があると回答した(一〇月八日)。日本側では一一月中旬には一年側は蘭印政府に対し、凍結資金の解除や対日輸出許可の新方針

揚げを進めた。

、採録文書数57文書

_使用記録

A.7.0.0.9-2-1 「大東亜戦争関係一件 基ク帝国軍隊ノ仏印進駐関係 反響 日 (輿論並新聞論調 仏印共同防衛協定及コレニ

昭

A.7.0.0.9-63「大東亜戦争関係 | 件 館長符号扱来電綴_ | 第二巻

B.2.0.0.J/N2-3 「日 関係」第三巻 蘭通商条約関係 件 昭和十五、六年日 蘭会商

B.2.0.0.J/N2-3-1 「田′ 特派使節派遣関係 蘭通商条約関係 件 昭 和十五、六年日

蘭会

E.2.3.1.10「各国ニ於ケル資産凍結及影響関係雑件」

六 タイ・仏印国境紛争への調停問題

決定の背景には日本の軍部内に日タイ軍事同盟締結の気運があり、 一一日には双方の調停に乗り出すことを四相会議で決定した。これら るタイと仏印の国境紛争が再燃した。 タイの失地回復要求に好意的考慮を払うことを決定し、さらに一一月 の北部仏印進駐は、 イ友好和親条約を締結した。その後に起きた仏国の対独降服や日 日 一月二六日の大本営政府連絡懇談会では、 英仏両国はタイとの間に不可侵条約を締結し、 [州戦局が伊国参戦などで激化しつつあった昭和一五年六月一二 タイの対仏態度の硬化を招き、 日本は一一月五日の四相会議で 速やかに日タイ間に政治軍 歴史的な経緯があ 日本も同日 本軍 \mathbb{H} 夕

> する経済・軍事・政治的要求を提示し、 することを決定した。 事協定・経済協力協定の交渉を開始することと、 タイとの国境紛争解決を要求 仏国に対し仏印に関

処理要綱」を決定し、双方に調停を申し入れた。 国と締結しないとの確約を両国から取り付けた。 政治的了解に関する議定書を結び、 イ平和条約が調印された。日本はこれと同時に仏タイ両国と保障及び られた。その結果、 日に停戦が成立し、二月七日から東京で国境紛争調停会議が開催され 六日に仏印軍の反攻を受けると、タイは日本に援助を求め、 月一九日の大本営政府連絡懇談会で「泰仏印紛争調停ニ関スル緊急 調停交渉は難航し、停戦期間を二度にわたり延長して協議が続け 『和一六年一月初めにタイ軍が仏印への大規模な進軍を行い、 三月六日に原則的合意が成立し、 日本に対抗する性質の協定を第三 その結果、 五月九日に仏タ 一月三一 H 本は 月

採録文書数41文書

A.1.1.0.30-49「支那事変関係一件 年9月4日、 日仏印軍事協定)」 第二巻 仏領印度支那進駐問 題 1940

A.4.6.1.F/SI1 「泰国、 A.2.1.0.X1「諸外国ノ対外政策関係雑纂」第: 仏領印度支那間国境紛争一 件

障及政治的了解ニ関スル議定書締結関係ヲ含ム)」

第一、二巻 (日泰、

A.4.6.1.F/SI1-2 保障及政治的了解ニ関スル議定書締結関係ヲ含ム) 泰国、 仏領印度支那間国境紛争一件 (日泰、 東京調停会議 日仏間

第一、二巻

A.7.0.0.9-2「大東亜戦争関係 ク帝国軍隊ノ仏印進駐関係 件 第 旦 仏印共同防衛協定及コレニ基

A.7.0.0.9-49「大東亜戦争関係一件 (第二次近衛内閣ヨリ開戦マデ)」 開戦ニ直接関係アル重要国策決定 第一

B.1.0.0.B/SI1「英、泰不侵略条約関係一件

B.1.0.0.J/SI1「田、 関係一件 泰間友好関係ノ存続及領土相互尊重ニ関スル条約

N.1.7.1.3「外務省公表集」第二、三巻

(欧州)

昭和十六年_

調查部作成調書 来往電48「往電写 「外交関係公表集 (昭和十六・十七年度)」 (調四4)

地

大東文化大学東洋研究所所蔵 「海軍省資料

陽明文庫所蔵「近衛文麿関係文書

七 仏印問題

二つの小項目を設けて採録している 係文書は、『日本外交文書 本項目では、 北部仏印進駐実施後における仏印問題の関係文書を、 日中戦争』の (北部仏印進駐までの仏印問題関 九 援蔣ルート遮断問題

仏印ルート」で採録)。

1 日仏印経済協定の成立

昭 和一五年八月三〇日に成立した、 仏印に関する松岡・アンリ往復

> 印総督と数次にわたって意見交換を行った。しかしこのハノイ交渉は 書簡 を開始した。 する日仏居住航海条約をはじめとする諸協定が調印された。 班とする日仏全権団の交渉は昭和一六年五月六日に妥結し、仏印に関 京で一二月三〇日から開始された。松宮大使とロバン元仏印総督を首 結果的に予備協議にとどまり、仏印側の要望もあって、正式交渉は東 ていた。そこで日本は一〇月、松宮順特派大使をハノイへ派遣し、 越する地位を保障するため、 仏印間の交易を増進し、 はこれら協定の成立を受けて、仏印における資源開発を実現すべく現 への調査団派遣を閣議決定し(六月一八日)、 (『日本外交文書 日中戦争』第四冊、第 1834 文書)には、 日本国民に対し仏印において第三国に比 速やかに日仏間で協議する旨が規定され 一〇月より現地調査 日本政府 日本・

採録文書数14文書

使用記録

A.1.1.0.30-6-2「支那事変関係 件 各国武器供給関係 仏印経由援蔣

(滇越鉄道爆撃問題ヲ含ム)」

物資輸送禁絕関係

B.2.0.0.J/F5「仏領印度支那ニ関スル居住航海条約並関税制度貿易決 済様式ニ関スル日、 仏協定関係 件

B.2.0.0.J/N2-3 「田′ 商関係」 蘭通商条約関係 一件 昭和十五年、 六年日、 蘭会

E.4.0.0.13「仏領印度支那資源調査団派遣関係 第

卷

N.1.7.1.3 | 外務省公表集」第三巻

来往電48「往電写(亜細亜南洋、海外合案) 昭和十六年来往電48「往電写(欧州) 昭和十六年」

2 南部仏印進駐

徹することを大本営政府連絡懇談会で決定した。 包囲陣に同調し、 著となっているとの感を強くしていた。 が形成されつつあり、 駐留を容認するよう仏国に要求する方針を固め、 れば由々しき事態になると考え、 外交交渉の開始と仏側が応諾しない場合は武力によって目的を貫 本は日独伊三国同盟成立後、 ヴィシー政府を離脱してシリアのような状態ともな 南部仏印では「ドゴール派」 南部仏印への軍事基地設置と日本軍 東アジアで英米を中心に対日包囲陣 日本政府は、 昭和一六年六月二五 の活動が次第に顕 もし仏印が対日

受けて、 済みであり、 七月一九日、 仏印の主権尊重を日本側が声明することであった。 日本側要求を承諾した 求を受諾するよう求めた。その結果、 在仏国大使はダルラン副総理と会談 外交交渉はヴィシーで七月一四日より開始された。 数日間の回答猶予を要望した。 現地仏印では細目協議が開始され、 派兵期日が切迫していると告げて、 休戦条約の相手国である独伊両国の意向確認が必要のた (七月二一日)。 しかし日本側は、 Ļ 仏側は若干の希望条件を付して 日本側要求を伝えた。 仏側が特に重視した条件は 七月二三日には合意が成 七月二二日までに要 この全面的受諾を 同日、 既に独側と協議 加藤外松 仏側は

> 日付) 結局、 至った。なお、日本軍は七月二八日朝、 消次第速ニ之ガ全面的撤退ヲ行フベキ」とのダルラン書簡(七月二一 続スル限ニ於テノミ効力ヲ有スベシ」とし、 七月二九日に調印を見た。仏側は議定書に撤兵時期の明記を求めたが、 ヴィシーにおいて日仏間の合意を議定書にまとめる交渉が進められ 英米へ通報し、 致を見た旨と、 時的ニシテ日本国政府ハ右軍ノ駐屯ヲ必要トスル危険 日本政府はヴィシーでの交渉妥結を七月二四日に独伊へ、 に対し、 議定書の条文は「諸規定ハ其ノ採用ノ動機ト為リタル情勢ノ存 日本側がこれを確認する書簡を発出することで合意に 日本は仏印の主権を尊重する旨を声明した。 二六日には、 仏印の共同防衛につき日仏間に意見 南部仏印への上陸を開始した。 他方で「日本軍ノ存在 三五 日に

[使用記録]

係

A.1.1.0.30-3-2「支那事変関係一件 各国ノ態度 日米関係打開工作関

A.7.0.0.9-2「大東亜戦争関係」第一~三巻

基ク帝国軍隊ノ仏印進駐関係 反響(輿論並新聞論調)」A.7.0.0.9-2-1「大東亜戦争関係一件 日、仏印共同防衛協定及コレニ

A.7.0.0.9-63「大東亜戦争関係一件 館長符号扱来電綴」第一~三巻

採録文書数76文書

八 南進問題をめぐる英米との関係

設けて、 本項目では、 関係文書を採録している 南進問題をめぐる英米との関係を、 二つの時期区分を

1 極東危機説

争は日本のみが調停する権利がある」との松岡外相の議会答弁に抗議 国との戦争に入ることを覚悟しなければならないと警告した。 した日本の極東での軍事行動の可能性について強い注意喚起を行 がある」とのクレーギー大使の報告を引用し、 を確保するための口実ではないのかと指摘した。そしてイーデン外相 印国境紛争への日本の調停に言及して、「大東亜共栄圏内における紛 日本と不可分の関係に置こうとしていることなどに強く反発した。 壊を前提とした東亜新秩序の建設にあること、 印度支那及ビ泰国等」という一節があり、 な反響を呼んだ。各国は、 昭 さらに二月七日、重光大使と会談したイーデン英外相は、タイ・仏 「この二、三週間以内に日本によって極東に危機が発生するおそれ また一四日には、ドゥーマン駐日米国参事官が大橋忠一外務次官 この調停はタイおよび仏印からの政治・軍事上のコンセッション 和一六年一月二一日の松岡外相議会演説 第一冊、 英本国とアジアの英領との交通線を遮断する国があれば米 第338 文書) には、 日本の政策目標が独国の勝利と英帝国の崩 「大東亜共栄圏内ノ蘭領印度、 蘭印や英連邦諸国では大き 独軍の対英攻撃に連動 蘭印や仏印を一方的に (『日本外交文書 仏領 日中

> 伊両国を訪問し、 相は一 は事実無根、 から日本に太平洋での軍事行動を思い止まらせることを意図した、 う意思を有し、 のものであり対日攻撃の意図はない、 英首相は二月二四日付の対日覚書で、 枢軸国側からは調停とはいかなる意味かとの疑義が寄せられ、 執る用意がある、との見解を伝えた。この覚書の内容が報道されるや、 は世界平和に関心を有し、世界のいかなる地方においても調停の労を 両国の太平洋・南洋での戦備拡張は日本国内を刺激している、 その後も松岡・チャーチル間には覚書の往復が続き、 松岡外相は二月一七日にイーデン外相へ覚書を送り、①極東危機説 般原則の表明に過ぎないと弁明に追われた。一方、チャーチル ②三国同盟の主目的の一つは戦争の終息にある、 日本の調停提案は拒絶する、 帰途モスクワに滞在した際には、 ①英米の戦争準備は防御的性質 ②英国は対独戦争を徹底的に戦 と回答した チャーチル英首 松岡外相 ④ 日 松岡外

問調の覚書 (四月一一日付) が送られた。

採録文書数78文書

A.1.0.0.8 「国際情勢ト帝国ノ立場ニ関スル有田外相放送関係

A.1.1.0.30「支那事変関係一件」第三十二巻

A.1.1.0.30-6-1「支那事変関係 A.1.1.0.30-3-2 係 「支那事変関係一 件 件 各国武器供給関係 各国ノ態度 日米関係打開 緬甸並香港 工作 関

由援蔣物資輸送禁絕関係

A.1.3.4.1 「田、 英外交関係雑纂

A.4.6.1.F/SI1-5 保障及政治的了解ニ関スル議定書締結関係ヲ含ム) 泰国、 仏領印度支那間国境紛争一 件 (日泰、 輿論並新聞論 日仏間

A.5.2.0.1-2「帝国議会関係雑件 議会ニ於ケル総理、 外務大臣 ノ演説

A.7.0.0.9-63「大東亜戦争関係 件 館長符号扱来電綴」 第

B.2.0.0.J/N2-3 「日、

関係」第一、三巻 蘭通商条約関係一件

昭和十五、六年日、

蘭会商

則を即日実施し、

いわゆる対英米蘭資産凍結を行った。

E.2.3.1.10「各国ニ於ケル資産凍結及影響関係雑件_ B.2.0.0.J/N2-3-5 「田′ 輿論並新聞論調 蘭通商条約関係 件 昭 配和十五、 、六年日、 蘭会

N.1.4.0.18「戦時外交資料編纂関係 件 第四巻

「外務省公表集」第三巻

来 往 電 487 「往電写 (亜南) 昭和十六年

調查部作成調書 極東国際軍事裁判関係文書」 IMT22、 「外交関係公表集 (昭和十六・十七年度)」 244 325 (調四4

2 資産凍結措置への対応

断行 昭 政府が受諾すると、 和一六年七月二一日、 (米国の凍結措置は 米国政府は七月二五日、 南部仏印進駐に関する日本の要求をヴィ 『日本外交文書 日米交渉— 対日資金凍結措置を 一九四 年

> 大蔵省を中心に経済圧迫措置が発動された場合の報復措置が検討 日本側では在米本邦資産凍結の風説が高まった七月上旬に、 含め)を廃棄すると通告した(ニュージーランドも二七日に廃棄通告)。 るとともに、 えて遺漏なく手配するよう在米各公館へ訓令が発せられていた。また その結果、七月二八日に大蔵省令をもって外国人関係取引取 で採録)。さらに翌二六日には英国政府も対日資金凍結を通告す 日英通商航海条約 (インド・ビルマに関する関係条約を

大使は 見なさざるを得ず、 他に進路を求め、 の存立上不可欠の物資輸入を禁絶する措置を継続するならば、 仏印進駐を英側の対日包囲陣への対抗措置と考えており、 田外相が を解消する必要がある」と訴えた。 部仏印に進駐した日本軍は仏印の隣接国への攻撃を目的とするものと れる中、クレーギー大使は八月一一日に豊田貞次郎外相と会談し、 日包囲陣も日本の脅威に対し共同利害を有する諸国が集結したに過ぎ その後、 何等の攻撃的意図を持たない」と反論した 「最良の対策は日本軍が南部仏印より撤退することであり、 「英国は日本の仏印進駐を資金凍結の原因と言うが、 日本軍が南部仏印進駐後にタイへも進出するとの風説 両国関係は益々悪化する」と述べると、クレーギ 日英関係の緊張緩和を図るにはタイにおける危機 両者は八月二五日にも会談し、 英側が日 日本は 日 が流 南

また一〇月二二日には帰朝した重光大使がクレー ーギー -大使が 「日本が東亜共栄圏の主張を固執すれば経済 ギー

を経済的に絞殺する政策を以て日本に圧迫を加えているが、日英関係 関係打開の根本的障害である」と述べると、 の自由を主張する英米とは意見が合わない。 る」と反駁した。 の改善を望むならば、 経済自由主義を直ちに現実に立証する必要があ 重光大使は「英米は日本 排他的地域的観念は日英

(採録文書数61文書)

使用記録

A.1.0.0.5「外務大臣其他本省員会談要領集

A.1.3.4.1 「日、 英外交関係雑纂

A.5.2.0.1-2「帝国議会関係雑件 議会ニ於ケル総理、 外務大臣 ノ演説

関係」第八巻

A.7.0.0.9-1 「大東亜戦争関係 一件 A. В C_. D対日包囲 陣 形 勢

A.7.0.0.9-2 「大東亜戦争関係一件 ク帝国軍隊ノ仏印進駐関係 第 一巻 旦 仏印共同防衛協定及コレニ 基

A.7.0.0.9-2-1「大東亜戦争関係一件 基ク帝国軍隊ノ仏印進駐関係 反響 旦 (輿論並新聞論調)」 仏印共同防衛協定及コレニ

A.7.0.0.9-3-3 「大東亜戦争関係一件

「タイ」国問題

失地回復問題

東

条首相ノ泰国訪問並日、泰共同声明)」

A.7.0.0.9-51「大東亜戦争関係 件 開戦関係重要事項

A.7.0.0.9-63「大東亜戦争関係 件 館長符号扱来電綴」第一~三巻

B.2.0.0.J/B3 「田、 英通商条約関係 件 (支払協定ヲ含ム)

> B.2.0.0.J/N2-3 「田、 蘭通商条約関係一件 昭和十五、六年日、

関係」第三巻

E.2.3.1.10「各国ニ於ケル資産凍結及影響関係雑件」 第一 应

N.1.4.0.18「戦時外交資料編纂関係 件

M.1.3.0.1「在外帝国公館関係雑件

(在満、支公館ヲ除ク)」

調查部作成調書 「外交関係公表集 (昭和十六・十七年度)」

(調四4

極東国際軍事裁判関係文書」IMT417